



# ⚠ 狙われる18歳 ⚠

～ 令和4年4月から成年年齢が引き下げられます ～

消費生活センター（生活課内） ☎ (63)3313

成年年齢を18歳に引き下げることを内容とする改正「民法」が、2022（令和4）年4月1日から施行されます。これにより、18歳、19歳の方は、**親の同意を得ずに**携帯電話やアパートの契約、クレジットカードの作成やローンを組むこと等ができるようになります。

現在の18歳=未成年	これからの18歳=成人
<p>親の同意なしで契約した場合、原則、契約を取り消すことができます。</p> <p><b>NO!</b></p> <p>親の同意がない契約は取り消せる（法律で保護されている）</p>  <p>ただし、お小遣いの範囲内などの少額な契約や、自分が成人だと偽って契約した場合、結婚している場合等は取り消しできません。</p>	<p>令和4年4月から、18歳・19歳の方は親の同意がなくてもいろいろな契約ができるようになります。</p>  <p>ただし、「未成年者取り消し」はできなくなり、さまざまな勧誘のターゲットになる危険性が増加します。</p>

## 君は大丈夫？若者に多い消費生活トラブル

### マルチ取引



友人、先輩、SNSで知り合った人から「人を紹介するともうかる」などと誘われても、きっぱり断ろう！

### 情報商材



「1日10万円稼げる」「誰でも簡単」など高収入を得られるという情報商材の広告には注意！

### 困ったときは、迷わず消費生活センターへ！

- ・ 毎月連載している「消費生活センター通信」（今月号は29ページ）では、相談事案等を紹介しています。ぜひご覧ください。
- ・ インターネット販売のトラブルや身に覚えのない請求など、少しでも不安を感じたときは消費生活センターへご相談ください。「ローンが返せない」「債務整理を希望する」等、借金に関する相談も受け付けています。